

高齢者の交通事故の未然防止対策

高齢者安全運転サポート補助金事業のご案内 (急発進防止装置設置支援)



標津町では、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を未然に防ぐため、所有する自動車への急発進防止装置の取り付けに係る費用の一部を支援します。

運転に不安を感じている方、事情により運転免許の自主返納ができない方はご検討ください。

急発進防止装置とは？

以下の機能をもつ国の承認を受けた機械のことを言います。

- ① 自動車の停車時または徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれたときに、急発進を抑制する。
- ② アクセルペダルとブレーキペダルを同時に踏み込んだときにブレーキ動作を優先させる。

対 象 は ？

以下を全て満たす方が対象です。

- ① 標津町に住所を有している方で、申請時において運転免許証を所有している満 65 歳以上の方
- ② 非営利かつ、自ら所有または同一世帯員が所有する自動車に、後付けで急発進防止装置を取付ける方
※ 新車購入の際の取り付けは、対象外となります。
- ③ 町民税およびその他の使用料等を滞納していない方（世帯全員）
- ④ 急発進防止装置の取り付けに際して、取扱販売者から装置の操作方法の十分な説明を受け、理解された方

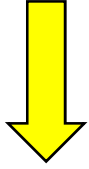
町 の 支 援 内 容

急発進防止装置の取り付けに要した費用（消費税分を含む）の 2 分の 1（100 円未満切り捨て）。ただし、20,000 円を上限とし、申請は 1 人 1 回限りとします。

裏面 ～手続きの流れ～

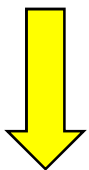
～ 補助金の申請から交付までの流れ ～

1. お店で見積書をもらいます（装置を取り付けする前です。）



急発進防止装置の取扱販売店で、装置の操作内容の十分な説明を受けて、取付費用の見積書をもらってください。※ 事前に使用している自動車に装置を設置できるか取扱販売店でご確認ください。

2. 町へ申請します。（役場住民生活課に持参提出してください。）



以下の添付書類を住民生活課（1 階 6 番窓口）に持参のうえ、交付申請書を記載していただきます。（申請書は住民生活課窓口にあります。）

- （1）車検証の写し（所有者欄が申請者本人または同一の世帯員）
- （2）有効期限内にある申請者の運転免許証の写し
- （3）急発進防止装置取付費用の内訳が明記されている見積書

3. 補助金の交付決定書を郵送します。



町で申請書類を審査の後、補助金交付決定書を郵送します。交付決定書が届いてから、装置を取り付けてください。

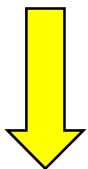
4. 装置を取り付けして、費用をお店にお支払いください。



装置の取り付けの後に、取扱販売店で次の書類をもらってください。

★ 取付費用、交付決定書の氏名及び車両番号が明記されている領収書。

5. 町に補助金を請求します。 （郵送または、役場住民生活課に持参提出してください。）



次の書類を役場住民生活課に郵送または持参提出してください。

- （1）取り付けに要した費用の領収書の写し。
- （2）交付決定時に郵送した交付請求書（様式第 4 号）
※ 金融機関の口座等の記入漏れにご注意ください。

6. 指定された金融機関口座に補助金を振込みします。